

第 5736 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月20日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

## ⇨ 非上場株式等の相続税の納税猶予

**Q**: 自社株を所有している場合には相続税の納税が猶予されるのか。どのような制度なのですか?

**A**: 次のような制度です。要件がいろいろあります。

### 【解説】

お尋ねの制度は、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例というもので、会社の後継者である相続人等が、相続等により、円滑化法に認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人(先代経営者)から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税額のうち、その株式等(一定の部分に限られる)に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、その後継者の死亡等により、猶予された相続税額が免除されるというものです。

概要は、次のとおりです。

- ① 相続開始後、申告期限までに都道府県知事の円滑化法の認定を受ける。  
認定を受けるには、会社の要件、後継者である相続人等の要件、先代経営者である被相続人の要件を満たす必要があります。
- ② 相続税の申告書に一定の書類を添付するとともに担保を提供する。
- ③ 申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間(経営承継期間)内は毎年、その期間経過後は3年ごとに継続届出書を提出する。

この間には事業の継続要件や株式等の保有継続要件等があります。

